

○厚生労働省令第百五十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、生活保護法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活保護法施行規則及び厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
 (生活保護法施行規則の一部改正)
 第一条 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

改 正 後

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定医療機関の指定の申請)

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 〇三 (略)

四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで(法第四十九条の二第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下「誓約書」という。)

五 (略)

2 〇 4 (略)

(法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第十条の二 法第四十九条の二第二項第四号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項)の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項(法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(聴聞決定予定日の通知)

第十条の三 法第四十九条の二第二項第六号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、法第五十四条第一項(法第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

改 正 前

(立入検査票)

第九条 法第四十四条第二項又は第五十四条第二項(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて当該職員の携帯すべき証票は、様式第二号による。

(指定医療機関の指定の申請)

第十条 法第四十九条の二第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 〇三 (略)

四 法第四十九条の二第二項第二号から第九号まで(法第四十九条の二第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下「誓約書」という。)

五 (略)

2 〇 4 (略)

(法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第十条の二 法第四十九条の二第二項第四号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項)の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(聴聞決定予定日の通知)

第十条の三 法第四十九条の二第二項第六号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知をするときは、法第五十四条第一項(法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(傍線部分は改正部分)

(指定介護機関の指定の申請等)
第十条の六 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定

介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一五五 (略)

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という。)にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。)の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。)にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。)の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。))を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一五七 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定介護機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。))に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。))に掲げる事項とし、法第五十四条の二第二項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。))に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。))に掲げる事項とし、

(指定介護機関の指定の申請等)
第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定

介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一五五 (略)

2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地(その事業として居宅介護を行う者(以下「居宅介護事業者」という。)にあつては当該申請に係る居宅介護事業(居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「居宅介護事業所」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者(以下「居宅介護支援事業者」という。)の所在地、特定福祉用具販売事業者(法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。))にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業(介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定福祉用具販売事業所」という。)の所在地、その事業として介護予防を行う者(以下「介護予防事業者」という。)にあつては当該申請に係る介護予防事業(介護予防を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防事業所」という。)の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者(以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防支援事業(介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。))にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。))を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一五七 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。))に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定介護機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。))に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。))に掲げる事項とし、法第五十四条の二第二項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。))に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。))に掲げる事項とし、

法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2・3 (略)

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項(法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九條、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第五項及び第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第二十三条 法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

五 法第五十条の二(法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限
六 法第五十一条第二項(法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限

七 法第五十四条第一項(法第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。)に規定する権限

八〜十 (略)

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令第十二条第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条(第二項及び第四項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十二条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条(第二項及び第四項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2・3 (略)

(指定の辞退)

第十五条 法第五十一条第一項(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第四十九條、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第十八条 都道府県知事が法第五十四条の二第四項及び第五項において準用する法第五十三条第一項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第二十三条 法第八十四条の六第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号、第二号、第四号、第七号及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

五 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限
六 法第五十一条第二項(法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

七 法第五十四条第一項(法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

八〜十 (略)

(大都市の特例)

第二十四条 生活保護法施行令第十条の二第一項の規定により、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合には、第六条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十条(第二項及び第四項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第二十五条 生活保護法施行令第十条の二第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が生活保護に関する事務を処理する場合においては、第六条中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第七条中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第十条(第二項及び第四項に限る。)、第十条の六(第二項に限る。)、から第十二条まで及び第十四条(第三項に限る。)、から第十八条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と読み替えるものとする。

様式第二号(第九条関係)

(裏)

<p>この証券を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。</p> <p>第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。))の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に必要があるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。))に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者開設者であつた者等を含む。))に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (介護機関の指定等)</p> <p>第五十四条の二 (略)</p> <p>2・3・4 (略)</p>	<p>第四十九条の二(第二項第一号を除く。))の規定は、第一項の指定について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))について準用する。この場合において、第五十条及び第五十一条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。))」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十二条第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会」と、「社会保険診療報酬支払基金(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会」と、「社会保険診療報酬支払基金(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会」と、「社会保険診療報酬支払基金(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会」とあるのは「指定介護機関」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、前条第一項中「厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替等は、政令で定める。</p> <p>6 (略)</p> <p>第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条の二第五項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に對して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除く。))、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員(略)の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>一一 この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>一二 この証券は、職名の異動を生じ、又は不要になつたときは、速やかに、返還しななければならない。</p>
--	--

備考

この証券の規格は、B7とし、中央の点線の所から二つ折とする。

(厚生労働省組織規則の一部改正)
第二条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五 (略) 五十六 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 五十七 八十三 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 (略) 二十 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 二十一 二十六 (略)</p>	<p>(健康福祉部の所掌事務) 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五 (略) 五十六 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 五十七 八十三 (略) (健康福祉課の所掌事務) 第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十九 (略) 二十 生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に關すること。 二十一 二十六 (略)</p>

附 則

(施行期日)
第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の生活保護法施行規則様式第二号(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の生活保護法施行規則様式第二号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。